

沿岸広域振興局長告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成30年3月20日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 路線名 455号
- 2 供用開始の区間
 - (1) 下閉伊郡岩泉町中島字長内60番地先から小本字南中野202番10地先まで
 - (2) 下閉伊郡岩泉町小本字鉦284番1地先から307番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月21日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - (2) 期間 平成30年3月20日から同年4月20日まで